

「道路工事の保安対策の手引」付録

(第2章 交通対策・歩行者対策に係る追加資料)

道路工事現場における交通誘導

1 交通誘導

「交通誘導」とは、道路を通行する車両や歩行者等の道路利用者に迷惑を及ぼすことのないように、事故等につながる危険を早期に発見・対処し、安全で円滑な道路交通を確保するため、道路利用者の通行を誘導することをいう。

道路工事現場へ多数の車両を不規則に出入りさせたり、道路上で工事等を行ったりすることは、道路利用者に多大な迷惑を及ぼすのみならず、交通事故を発生させる原因となる。

そこで、道路工事を行う者は、自己の行為が他の交通に迷惑を及ぼしたり、交通事故の原因を作り出したりしないように交通を誘導する等の措置を取らなければならない。

しかし、交通誘導員の行う誘導は、警察官が道路交通法上の権限に基づいて行う交通整理とは本質的に異なり、あくまでも、一般人が通常行い得る範囲にとどまるものであるため、その実施にあたっては、交通関係法令を遵守することは無論、交通誘導を受ける者の任意な協力に基づき、かつ、道路利用者に迷惑をかけないものでなければならない。

2 交通誘導の実施要領（道路工事に伴う交通誘導）

1) 交通誘導員の基本原則

- (1) 道路交通に関係する法令に違反しないこと。
- (2) みだりに他人の権利や自由を侵害しないこと。
- (3) 市民の正当な活動に不当な影響を及ぼさないこと。

2) 交通誘導員の任務

交通誘導員は、交通監視、交通流の誘導を行い、交通の円滑を図るとともに、交通の状況を把握し、危険が予知された場合は道路利用者及び工事関係者に対して適切な指示、警告を行い、作業の安全確保に努めるという重要な任務を有しており、近年の交通量の増大、交通誘導の困難性等から高度な知識及び能力が要求される。

3) 交通誘導員の配置

- (1) 交通誘導員は、当該道路の交通状況、工事等の態様に応じて、安全かつ適切に交通誘導を行い得る場所に配置すること。

- (2) 国道及び主要県道並びに交通量の多い市街地など特に交通上危険が予想される場合については、必要とする（複数の）人員を配置すること。

＜注＞ 特に交通上危険が予想される場所の例

- 作業帯が大規模に渡る場所
- 複雑な交通処理を要する箇所
- 交通量の多い片側交互通行箇所

- (3) 警備業法の定めにより、高速自動車国道、自動車専用道路並びに愛知県公安委員会が道路における危険を防止するため必要と認め指定した道路においては、交通誘導警備業務を行う場所ごとに、交通誘導警備業務に係る1級又は2級の検定合格警備員を1人以上配置すること。

4) 交通誘導員の位置

交通誘導は、道路工事等の態様、当該道路及び交通の状況等に応じて、安全かつ適切に交通誘導を行い得る位置で行うことが必要である。移行区間部又は停止線に配置する交通誘導員の位置は、原則として移行区間部の開始地点又は停止線の直近で、安全施設の内側・路肩等とし、次の点に留意した位置であること。

- (1) 道路利用者から交通誘導員が容易に確認できる位置。特に光源がある場合は、背に受けない位置とすること。
- (2) 現場の交通の状況が十分に把握できる位置。
- (3) 交通誘導員の存在が交通の妨害とならない位置。
- (4) 交差点に配置する場合は、進行車両の内輪差を考慮した安全な位置。
- (5) 作業車両等の前進、後退又は旋回を考慮した位置。

5) 交通誘導員の留意事項

- (1) 基本の姿勢及び合図の方法を把握し、節度があり、かつ、わかりやすい動作で行うこと。
- (2) 言語態度には十分留意して、いたずらに紛議を引き起こさないこと。
- (3) 保安資機材を活用して道路利用者の安全を図るとともに、工事用車両及び工事関係者並びに交通誘導員自身の受傷事故防止に留意すること。
- (4) 走行中の車両を停止させる際、車両の進行方向前面に出て停止させることは、極力避けること。
- (5) 救急車等の緊急自動車の接近を認めた場合は、緊急自動車の通行を妨げないように措置を講じること。

(注) 交通誘導員として必要となる基本的な任務、手旗等による合図や警笛の使用方法等の詳しい内容は、一般社団法人愛知県警備業協会発行の『交通誘導警備員のための交通誘導マニュアル』を参考にしてください。